**推奨ローターアクトクラブ細則**

クラブ細則は、標準ローターアクトクラブ定款を補足し、クラブの慣習を定めるものです。本文書に記載された細則は推奨されているものですが、クラブが採択した後には会員はこれに従う義務があります。クラブの慣習を反映させて適宜変更を加え、RI定款、RI細則、標準ローターアクトクラブ定款、および現行のロータリー章典と相反する内容でないことを確認してください。

**\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_ローターアクトクラブ細則**

**第1条 — 定義**

1. 理事会：本クラブの理事会

2. 理事：本クラブの理事

3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員

4. 定足数：投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の3分の1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。

5. RI：国際ロータリー

6. 年度：7月1日に始まる12カ月間。

投票における定足数をどう定義するかはクラブが選ぶことができる。

**第2条 — 選挙と任期**

第1節 - 会長、副会長、幹事、会計、理事の選挙は、毎年\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_よりも前に行われるものとする。選出された役員は、7月1日に就任するものとする。

第2節 - 選挙の1カ月前に、会長、副会長、幹事、会計、空席となっている理事の候補者を、書面で、または会合の場で、またはその両方の方法で立てることができる。会員の過半数の票を得た候補者が選出されるものとする。

第3節 - 役員または理事会メンバーが辞任した場合、残りの理事会メンバーによって後任者が任命される。

第4節 – 役員エレクトまたは理事エレクトが辞任した場合、残りの次期理事会メンバーによって後任者が任命される。

第5節 - 各役職の任期は以下の通りである。

会長：1年

副会長：\_\_\_\_\_\_

幹事：\_\_\_\_\_\_

会計：\_\_\_\_\_\_

理事：\_\_\_\_\_\_

標準ローターアクトクラブ定款は、選挙手続きをクラブ細則に具体的に記載することを義務づけている。ただし、いかなる場合も、出席している正会員の単純過半数よりも多くの票を選出の条件としてはならないものとする。

**第3条 — 役員の任務**

第1節 - 会長は、クラブの全会合と理事会において議長を務める。会長は、すべての委員会の職権上の委員となり、地区および国際ロータリーとの定期的な連絡を維持する。

第2節 - 副会長は、会長不在の場合、クラブおよび理事会のすべての会合において議長を務める。

第3節 - 幹事は、すべてのクラブ記録を管理し、クラブと理事会の全会合の議事録を記録し、会員情報のすべての更新が適時RIに記録されるよう確認する。

第4節 - 会計は、すべての資金を監督し、年次財務報告を行う。会計は、理事会が決定した手続きに沿ってすべての支払いを行い、記録を保管するものとする。会計は、クラブ会員による調査のため、要請があればすべての記録を提供するものとする。

第5節 - 理事会は、定款に規定された通りに本クラブの管理主体となるものとする。会長または副会長が不在の場合、理事会は、クラブの会合の議長を務める役員または理事を選ぶことができる。

［このほかの役員の任務と任期をここに挿入できる。］クラブ役員の役割と責務については、オンラインのラーニングセンターで「クラブリーダーシップ」の各種コースを参照のこと。

**第4条 — 委員会**

第1節 - 会長は、理事会の承認を得て、クラブ運営における必要性と都合に応じて、次の常任委員会、追加の委員会、特別委員会を任命でき、その際に各委員会の任務を挙げる。

(a) 奉仕委員会。毎年、本委員会は、国際社会に直接恩恵を与える持続可能な変化を生み出すことを目的とした少なくとも1件の活動または奉仕プロジェクト、および地域社会または大学コミュニティに直接恩恵を与える持続可能な変化を生み出すことを目的とした少なくとも1件の活動または奉仕プロジェクトを計画、実施するものとする。また、本委員会は財団委員会と協力して、プロジェクトの資金を調達するためにロータリーの補助金に参加する機会を特定する。

(b) 専門能力開発委員会。本委員会は、職業人のネットワークを広げ、会員がほかのリーダーとアイデア交換を行うことを促し、リーダーシップ研修を通じてスキルを身につけることを目的として、包括的な専門能力開発プログラムを立案するものとする。

(c) 財務委員会。本委員会は、関連委員会と協力して、資金を必要とするあらゆるクラブ活動のために資金を調達する方法を考案するものとする。本委員会はまた、現地法に従ってクラブの財務記録を維持し、年度末に提示される詳細な年次報告書の作成を援助し、次年度の予算作成を援助する。

(d) クラブ運営委員会。本委員会は、興味深い内容の例会や楽しい親睦行事を企画し、クラブの通信物を作成し、会計が会費を徴収するのを援助し、クラブ目標とロータリー賞項目の達成に向けた進捗状況を記録・確認し、その他必要な事項を担当するものとする。

(e) 財団委員会。本委員会は、ロータリー財団への支援としてクラブ会員の寄付意欲を高めるために、研修の機会を提供し、クラブ会員と情報を共有し、ファンドレイジングの方法を立案するものとする。本委員会はまた、奉仕委員会と協力して、プロジェクトの資金を調達するためにロータリーの補助金に参加する機会を特定する。

(f) 会員増強委員会。本委員会は、入会および会員の積極的参加を促す計画を立案し、実施するものとする。本委員会はまた、本クラブに指定された入会候補者の情報を確認し、フォローアップを行うものとする。

(g) 公共イメージ委員会。本委員会は、一般の人びとにロータリーのストーリーを伝え、本クラブの他の委員会と協力して本クラブのプロジェクトや活動を推進する計画を立案し、実施するものとする。

第2節 – 各委員会の委員長は、その委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の活動を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

［このほかの委員会とその任務をここに挿入できる。］

**第5条 — 会合**

第1節 - 当該年度および／または次年度の計画と目標を話し合うため、本クラブと理事会の年次総会を毎年\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_までに開催する。

第2節 - 本クラブの例会は、次の通り開催する：\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全員にしかるべく通知される。

第3節 - 本クラブの各会員は、クラブの例会の少なくとも\_\_\_\_\_\_％に出席するものとする。

第4節 - 本クラブ例会を欠席した会員は、次のいずれかの方法で欠席をメークアップできる。

 a) ほかのローターアクトクラブまたはロータリークラブの例会に出席する。または、

 b) クラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが実施する地域社会の行事に出席し、参加する。または、

 c) RIの国際大会、ロータリーまたはローターアクトの地区大会（あるいは多地区合同大会）または研修セミナー、あるいは理事会が認めたほかの会合に出席する。

第5節 - 理事会の会合は、次の通り開催する：\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたってはしかるべき通知を行う。

［ロータリークラブまたはローターアクトクラブをスポンサーとして有するローターアクトクラブには、協力とコミュニケーションを奨励するため少なくとも1回の年次総会を計画し、例会における出席要件をまとめ、また、スポンサーシップ関係の明確な期待事項を定めることが奨励されている。］

**第6条 — 財務**

第1節 – 新会員の入会金は\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_とする。年会費は会員1人あたり\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_とし、次の方法で支払うものとする：\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

第2節 – 各会計年度の開始に先立ち、理事会と財務委員会が年次収支予算を作成する。

第3節 – 会計は、理事会によって指定された一つまたは複数の金融機関にクラブ資金を預金する。 クラブ資金は、クラブ運営用と奉仕プロジェクト用の二つの口座に分けて預金する。

第4節 – 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われ、他の2名の役員または理事により承認される。

第5節 – 有資格者が、すべての財務処理について徹底した年次検査を行う。

第6節 – クラブの年次財務報告がクラブ会員に配布される。

第7節 – 会計年度は、7月1日から6月30日までである。

［標準ローターアクトクラブ定款は、会員が会費を納入する期間をクラブ細則で具体的に規定することを義務づけている。］

**第7条 — 入会の方法**

第1節 - 会員は、候補者を推薦できる。入会候補者は、入会を要請できる。ほかのクラブは、そのクラブから移転する会員もしくはそのクラブの元会員を推薦できる。大学を基盤とするローターアクトクラブの新会員の入会方法は、該当する学校当局の承認を得るものとする。

第2節 - クラブ理事会は、\_\_\_\_\_\_\_日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、その候補者に決定を通知すべきである。

［新会員入会におけるこのほかの資格条件または手続きを、ここに挿入できる。現会員から異議が出た場合の手続きをここに含めてもよい。］

**第8条 — 改正**

本細則は、いかなるクラブ例会においても、またはその目的のため招集される臨時会合においても、改正することができる。クラブ細則を変更するには、当該例会の21日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが必要である。

本細則への変更は、標準ローターアクトクラブ定款、RI定款、RI細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

［以上］